平成23年5月10日

各　　位

会 社 名：株式会社エル・シー・エーホールディングス
（コード：4798 東証第二部）
代表者名：代表取締役社長　木下　義和
問合せ先：常務執行役員　　田中　英男
（ＴＥＬ：03-3538-2460）

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部償還及び その他の債権放棄による特別利益発生に関するお知らせ

当社は、当社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本件社債」といいます。）の社債権者の１社との間で、本日、本件社債の元本及びその利息の債権を放棄する旨の合意をいたしました。また、同社及びその他の債権者から当社に対する債権を放棄する旨の合意を得たことから特別利益を計上することとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

１．本件社債その他の債権の放棄及び特別利益発生の経緯

当社は、厳しい経営環境が続く中、本件社債権者と協議し、本件社債の償還期限を平成22年12月29日から平成23年３月22日へ延期する旨を社債権者７社１名中６社１名と合意し、さらに、本件社債償還期限を平成23年５月20日までに再延長することについて、本件社債権者６社１名中４社１名より合意を得ておりました。その後、当社は、社債者各位と本件社債の償還及び未払利息の支払いについて協議を続けておりましたが、平成23年５月20日までの再延長の合意を得ていた４社１名のうちの１社から当該社債債権を譲り受けた第三者との間で、平成23年４月27日付で本件社債に関する債権（元本 58,400千円、未払利息 1,685千円）の一部として2,920千円を支払うことにより残債務全てを放棄することの合意をいただき、また、別の１社からは、平成23年４月28日付で本件社債に関する債権（元本 87,600千円、未払利息 2,536千円）の一部として4,380千円を支払うことにより残債務の全てを放棄することの合意をいただいておりました。

加えて、平成23年５月20日までの再延長の合意を得ていた４社１名のうちの１社より、本件社債に関する債権（元本 29,200千円、未払利息 879千円）及び同社の当社に対する債権（元本 32,775千円、未払利息 993千円）、ならびに、同社子会社の当社に対する債権（元本 12,295千円、未払利息 14,827千円）の全額を放棄することの合意を本日付で得ることができました。さらに、本件社債とは関係のない当社の債権者との間で、当社に対する債権（元本 15,924千円、未払利息 2,506千円）の全額を免除する旨の合意を本日付で得ることができました。これらにより、当社は当第４四半期において特別利益を計上することとなりました。

なお、当社は、依然として深刻な資金不足の状況にあることから、本日までに本件社債の債権放棄を受けた３社を除く、４社１名（うち１社は係争中）に対して発行した社債（元本 175,200千円、本日時点の未払利息 5,275千円）に関して、今後も社債償還期限の繰り延べや債務免除等の交渉を継続していく方針です。

２．業績に与える影響

上記合意により、当第４四半期において債務免除益として連結・単体共に109百万円を計上する見込みであります。なお、当社の平成23年５月期の通期業績予想（連結・個別）につきましては、上記内容及び最近の業績動向を踏まえて現在精査中であり、判明次第お知らせいたします。

以　上